

南部町広告掲載事業実施要綱

平成 24 年 7 月 1 日 南部町訓令第 20 号

改正 令和 3 年 3 月 31 日 南部町訓令第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、南部町が所有又は発行する各種の広告媒体（以下「広告媒体」という。）に民間企業等の広告を掲載し、地域経済の活性化を図るとともに、町の新たな財源の確保を図ることを目的に、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第 2 条 広告を掲載することができる広告媒体は、次のとおりとする。

- (1) 広報なんぶちょう
- (2) 南部町ホームページ

(広告掲載の基準)

第 3 条 広告媒体に掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公共性、公益性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (3) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (4) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (5) 個人若しくは団体の意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- (6) 児童及び青少年の健全な育成を害するもの
- (7) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に掲げる営業に該当するもの
- (9) 南部町暴力団排除条例（平成 23 年 9 月 14 日条例第 14 号）に規定する暴力団・暴力団員等に該当しないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告として掲載することが適当でないと町長が認めるもの

(広告の位置、規格、広告掲載期間及び広告掲載料)

第 4 条 広告の位置、規格、広告掲載期間及び広告掲載料は、別表のとおりとする。

(募集の方法)

第5条 広告媒体の募集は、募集する広告の枠数、募集期間等の必要事項を、広報なんぶちょう及び南部町ホームページに掲載して行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告の掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。)は、掲載を希望する月の前月の5日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日)までに南部町広告掲載申込書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、速やかに広告掲載の可否を決定し、南部町広告掲載可否決定通知書(様式第2号)により掲載希望者にその結果を通知しなければならない。

2 前項の規定により広告掲載の決定の通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、町長が指定する期日までに、掲載しようとする広告原稿を提出しなければならない。この場合において、当該広告原稿の作成経費は広告主の負担とする。

3 前条の規定による掲載希望件数が広告の募集枠数を超えたときは、抽選により決定するものとする。

(納入通知書の発行)

第8条 町長は、前条2項の規定による広告主に納入通知書を発行し、掲載を希望する月において広告が表示されるようにしなければならない。

(広告掲載料の納付)

第9条 前条の規定により納入通知書を受け取った広告主は、掲載する月の前月の20日(その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日)までに広告掲載料を一括納付しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第10条 既納の広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由により広告を掲載することができなかつたときは、広告掲載料の全額又は一部を還付することができるものとする。

(広告主の責任)

第11条 広告の内容に関する一切の責任は、当該広告主が負うものとする。

(広告掲載の取り消し)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が広告掲載料を期日までに納入しなかったとき。
- (2) 広告主が広告原稿を期日までに提出しなかったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、掲載上支障があると認められるとき。

2 町長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、南部町広告掲載決定取消通知書(様式第3号)により広告主に通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この訓令による改正前の南部町広告掲載事業実施要綱の規定により使用されている様式は、この訓令による改正後の様式とみなす。

別表（第4条関係）

1. 広報なんぶちょう

掲載位置	掲載期間	規格（縦×横）	広告掲載料（消費税及び地方消費税を含む。）
表紙を除く町長が指定するページの最下段	月号単位	1号広告 45 mm×176 mm	1号広告 月額 20,000 円
		2号広告 45 mm×88 mm	2号広告 月額 10,000 円
		3号広告 45 mm×58 mm	3号広告 月額 6,000 円

2. 南部町ホームページ

掲載位置	掲載期間	規格（縦×横）	広告掲載料（消費税及び地方消費税を含む。）
トップページの右側	1月単位とし、最大 期間 12 か月	60 ピクセル×150 ピクセル	月額 2,000 円